

会費等取扱規程

[目的]

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県診療放射線技師会（以下本会という）定款第7条に定める入会金および会費の納入について定める。

[入会金]

第2条 入会金は無料とする。

[会費]

- 第3条 正会員の年会費は、11,000円とする。
- 2 技師免許登録年度内の年会費は5,000円とする。
 - 3 再入会時の年会費は11,000円とする。
 - 4 賛助会員の年会費は、法人は50,000円、個人は11,000円とする。
 - 5 賛助会員の年会費は、50%以下を公益事業に使用する。

[納入方法]

- 第4条 会費納入は本会指定の納入方法により納めるものとする。
- 2 納入期限は、当該年度の9月30日とする。但し、新入会および年度途中の入会者はこの限りではない。

[会費未納時の取扱い]

第5条 納入期限までに会費が納入されない場合、会員としての権利を一時的に停止する。

[回復]

第6条 納入期限後に会費が納入された場合、納入時点からすみやかに会員としての権利を回復する。ただし、未納であった期間に遡及して、その権利の行使を要求することはできない。

[未納会費の取扱い]

- 第7条 第2項、第3項、第4項に該当する場合、会費の督促を行った結果、2事業年度を経過しても収納が困難であると認められるものについては、理事会の承認を得てその全額を償却することができる
- 2 定款第8条により任意退会した会員の未納会費
 - 3 定款第9条により除名された会員の未納会費
 - 4 定款第11条により会員資格を喪失した会員の未納会費

[長期療養者等の免除]

- 第8条 正会員が療養等のため1年以上離職及び休職した場合は、会費納入の免除の取扱いを受ける事ができる。
- 2 前項の規程に基づき会費納入免除の取扱いを受けようとする者は、会費納入免除申請書を添え

て申請し、理事会の承認を受けなければならない。

- 3 本規程の会費納入免除は、2ヵ年を超えないものとする。
- 4 本規程による会費納入免除されたものは、免除期間中会員の権利を停止するものとする。

[規程の改廃]

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2014. 11. 26日改定

2015. 5. 24日改定

2017. 7. 12日改定

2018. 3. 4日改定

《参考》

会費に関しては、日本診療放射線技師会と茨城県診療放射線技師会の会費が合算され、日本診療放射線技師会より一括請求されます。それぞれの年会費等は以下のとおりです。

		茨放技	日放技
診療放射線技師籍 登録年度内入会	入会金	なし	免除
	年会費	5,000円	5,000円
		合計金額 10,000円	
既卒新入会	入会金	なし	5,000円
	年会費	11,000円	15,000円
		合計金額 31,000円	
再入会	入会金	なし	5,000円
	年会費	11,000円	15,000円
		合計金額 31,000円	
次年度以降及び 他都道府県より転入	年会費	11,000円	15,000円
		合計金額 26,000円	

ご不明な点がございましたら、茨城県診療放射線技師会または日本診療放射線技師会までお問合せください。